

行田市結婚相談所

女性の登録者を募集しています

市内外を問わず、結婚を希望している独身の方に対し、相談に応じ紹介などを行っています。

▶相談所への登録方法

生活課または次の相談日に直接お越しください。

○日時 毎月第1金曜日と第3日曜日
午前9時30分～11時30分

○場所 VIVAぎょうだ

▶持ち物

- ・独身証明書1通（本籍地の市町村で発行）
- ・本人が写っているスナップ写真1枚（紹介カードに使用）

▶問い合わせ

生活課市民生活担当
（内線252）



行田商工会議所パソコンセミナー

コース	期 日	定員	受講料	テキスト代
パソコン入門コース (Windows Vista)	9月22日(水)・24日(金)	各8人 (先着順)	6,000円 (会員は4,000円)	530円
インターネット・Eメール入門コース	9月27日(月)・28日(火)		6,000円 (会員は4,000円)	530円
ワード2007基礎コース	10月13日(水)～15日(金)		9,000円 (会員は6,000円)	530円
エクセル2007基礎コース	10月20日(水)～22日(金)		9,000円 (会員は6,000円)	530円
ワード2007応用コース	10月25日(月)・26日(火)		9,000円 (会員は6,000円)	525円
エクセル2007応用コース	10月28日(木)・29日(金)		9,000円 (会員は6,000円)	525円

※「会員」とは行田商工会議所会員を示します

▶場 所 行田商工会議所会議室（商工センター内）

▶時 間 午前9時～正午

▶申し込み 電話またはFAXで行田商工会議所。FAXの場合は、住所、氏名、電話番号を明記のこと。

▶問い合わせ 同会議所総務課 ☎556-4111 【FAX】556-0059 【ホームページ】<http://www.gyoda-cci.or.jp/>

くらしの110番情報

依然として多いインターネットにおける不当請求

【事例1】
携帯電話で無料の占いサイトに登録したら出会い系サイトからメールが来た。無料だったのでやり取りをしていたが途中から有料になった。

【事例2】

パソコンで芸能人のスキャンダルサイトを見ていたら、突然「登録を完了しました。登録料を支払ってください。」という請求画面が出た。

アダルトサイトや出会い系サイトなど有料サイトの不当請求に関する相談が依然として多い状況です。不当請求のきっかけは、①ネットサーフィン、②広告メールに書いてあるURLのクリック、③SNSで知り合った人からの占いサイトやアイドルのファンサイトの紹介、④無料の着うたや待ち受け画面のダウンロードサイトに入るなどさまざまです。大手販売会社からの請求確認メールを装うものもあるため、アダルトサイトなどに近寄りながらも被害に遭わないとは限りません。

【アドバイス】

①業者に連絡をしない
身に覚えがないときは、安易に業者に連絡したり、氏名や連絡先などの新たな個人情報をお教えたりしないことが鉄則です。パソコンの画面上にIPアドレスや接続プロバイダ名を表示したり、携帯電話の画面上に個体識別番号や携帯電話会社名、所在地などを表示したりして、こちらの個人情報を把握している

かのように見せることがあります。業者はこちらから連絡しない限り、これ以上の情報を知り得ません。

②言われるままに支払わない

「登録になりました」「入会ありがとうございます」と表示され、料金を請求されても、契約が有効に成立しているとは限りません。契約が有効に成立していない場合には、支払いの義務は生じません。

③できるだけ記録を残す

トラブルに巻き込まれたときの重要な資料になるため、できるだけサイト名やURL、画面、利用規約などをデータで保存（印刷）しておきましょう。

④請求画面の張り付きにも慌てない

請求画面がパソコン上に張り付き、どうやっても消えないということがあります。パソコンの中に入り込んだ不正プログラムが原因ですが、対処可能ですので、慌てて業者に連絡せずに、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999または生活課市民生活担当（内線252）